

我孫子市水道事業告示第7号

令和3年度における労務報酬下限額を定めたので、我孫子市公契約条例（平成27年条例第1号）第7条第3項の規定により告示する。

令和2年10月20日

我孫子市水道事業管理者
水道局長 長塚 九二夫

1 我孫子市公契約条例第7条第1項第1号により定める額

[単位：円（1時間当り）]

No.	職 種	労務報酬下限額	No.	職 種	労務報酬下限額
1	特殊作業員	2, 4 1 0	26	高級船員	2, 9 2 0
2	普通作業員	2, 0 3 0	27	普通船員	2, 3 1 0
3	軽作業員	1, 4 8 0	28	潜水士	3, 9 8 0
4	造園工	2, 1 2 0	29	潜水連絡員	2, 8 3 0
5	法面工	2, 5 7 0	30	潜水送気員	2, 8 3 0
6	とび工	2, 7 7 0	31	山林砂防工	2, 6 9 0
7	石工	2, 7 5 0	32	軌道工	4, 7 4 0
8	ブロック工	2, 5 3 0	33	型わく工	2, 5 1 0
9	電工	2, 3 4 0	34	大工	2, 5 6 0
10	鉄筋工	2, 8 1 0	35	左官	2, 7 3 0
11	鉄骨工	2, 5 0 0	36	配管工	2, 2 3 0
12	塗装工	2, 6 9 0	37	はつり工	2, 5 1 0
13	溶接工	2, 8 5 0	38	防水工	2, 9 0 0
14	運転手（特殊）	2, 4 0 0	39	板金工	2, 7 9 0
15	運転手（一般）	2, 1 3 0	40	サッシ工	2, 5 5 0
16	潜かん工	3, 0 0 0	41	内装工	2, 7 5 0
17	潜かん世話役	3, 5 5 0	42	ガラス工	2, 4 9 0
18	さく岩工	2, 9 9 0	43	ダクト工	2, 2 0 0
19	トンネル特殊工	3, 0 2 0	44	保温工	2, 2 7 0
20	トンネル作業員	2, 4 3 0	45	設備機械工	2, 3 0 0
21	トンネル世話役	3, 3 8 0	46	交通誘導警備員A	1, 5 0 0
22	橋りょう特殊工	3, 0 3 0	47	交通誘導警備員B	1, 3 0 0
23	橋りょう塗装工	3, 1 2 0			
24	橋りょう世話役	3, 4 0 0			
25	土木一般世話役	2, 4 0 0			

※ただし、労働者等の合意の下、見習い、手元等として使用者が判断する労働者及び年金等の受給のため労働の対価を調整している労働者の労務報酬下限額は、次のとおりとする。

労務報酬下限額	1, 0 3 6 円（1時間当り）
---------	-------------------

2 我孫子市公契約条例第7条第1項第2号により定める額

労務報酬下限額	9 2 8 円（1時間当り）
---------	----------------